

# 令和4年 第2回 琴浦町議会定例会

## 請願・陳情文書表一覧

受理番号 ・ 年月日	件 名	要 旨	請願・陳情者 住所及び氏名 (紹介議員)	付託委員会
3年陳情 第16号  R3. 12. 1	保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情書	別添	〒689-0601 鳥取県東伯郡湯梨浜町泊711  鳥取の保育を考える会 会長 石井由加利	教育民生

## 請 願 ・ 陳 情 文 書 表

令和4年第2回琴浦町議会定例会提出

受理番号	3年陳情第16号
受理年月日	令和3年12月1日
件 名	保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情書
提出者及び紹介議員	提出者 鳥取の保育を考える会 会長 石井由加利 (鳥取県東伯郡湯梨浜町)
所管委員会	教育民生常任委員会
受 理	3年陳情第16号令和3年12月1日
付 議	令和4年3月4日第2回定例会
付 託	教育民生常任委員会
採 否	
処 理	

# 保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める

## 意見書の提出を求める陳情書

### 【陳情の趣旨】

1. 国に対して「保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書」を提出してください。

### 【理由】

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われています。しかし、感染対策を徹底することで日常の業務量が増え、また、保育の営みにおいては「密」を避けることは困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、保育士不足に拍車をかけています。

岸田政権が分配戦略の柱に掲げる保育士などに、来年2月から3%程度(9,000円)の賃上げを決定しました。保育士の全国平均の月額給与は244,500円(令和元年賃金構造基本統計調査)ですが、県内保育士給与はさらに5万~6万円低いのが実態です。さらに、保育士全員に9,000円が支給されるわけではなく、職員配置基準に基づいて支給されるため実際にそれ以上の保育士配置をしていることから、一人の保育士支給額はさらに低い金額となるのです。賃上げ施策には賛同するものですが、貧しい保育士配置のなかでは、わずかな賃上げで保育士不足解消には程遠いと言わざるを得ません。

保育所等における「密」な環境を是正し、感染対策を徹底し、手厚い保育を行うためにも、保育所の施設・職員配置基準の改善が急務です。

小学校では、コロナ禍を受けて少人数学級化の全学年での実施が決まり、順次実施されています。2021年度『学校基本調査』によれば、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに22.7人になっており、今後20人前後の学級が増えることとなりますが、小学生よりも若い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準(子ども30人に保育士1人)は70年以上も放置されているのは由々しき事態と言わざるを得ません。

コロナ禍のなかで、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、いまこそ国が責任をもって改善をすすめることが求められています。

つきましては貴議会より、国に対して「保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書」を提出していただけるよう陳情いたします。

2021年 11月30日

琴浦町議会 議長 小椋正和 様

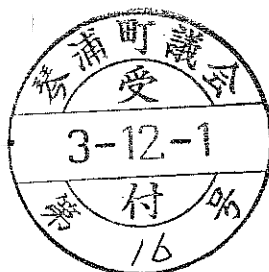
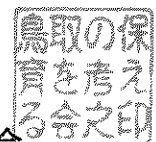
鳥取の保育を考える会

会長 石井由加利

鳥取県東伯郡湯梨浜町泊711

TEL&FAX : 0858-34:2719

Email : [t-hoiku9@mail2.torichu.ne.jp](mailto:t-hoiku9@mail2.torichu.ne.jp)



## 意見書ひな型

### 保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら、子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われている。しかし、感染対策を徹底することで日常の業務量が増え、また、保育の営みにおいては「密」を避けることは困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、このことが保育士不足に拍車をかけている。

岸田政権が分配戦略の柱に掲げる保育士などに、来年2月から3%程度(9,000円)の賃上げを決定したが、貧しい保育士配置のなかで、わずかな賃上げでは処遇改善には程遠いと言わざるを得ない。

コロナ禍への対応として、保育所等における「密」な環境を是正し、感染対策を徹底し、手厚い保育を行うためにも、保育所の施設・職員配置基準の改善が急務である。

小学校では、コロナ禍を受けて少人数学級化の全学年での実施が決まり、順次実施されている。2021年度『学校基本調査』によれば、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに22.7人になっており、今後20人前後の学級が増えると予測されるが、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準(子ども30人に保育士1人)は70年以上も放置されているのは由々しき事態と言わざるを得ない。

コロナ禍のなかで、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、いまこそ国が責任をもって改善をすすめることが求められている。

よって、国におかれては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

1. 国は「保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と、保育士の処遇を、抜本的に改善をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2021年 月 日

〇〇〇〇議会

内閣総理大臣／財務大臣／厚生労働大臣

文部科学大臣／内閣府特命担当大臣(少子化対策)

宛(各通)

衆議院議長／参議院議長